

❖ 後期高齢者医療の保険料率などが見直されました

■ 令和2・3年度の保険料率と賦課限度額が変わりました

保険料	平成30・令和元年度		令和2・3年度	
均等割額 【被保険者全員が納める額】	40,514円	賦課限度額 62万円	44,400円	賦課限度額 64万円
所得割額 【所得に応じて納める額】	7.41%		8.30%	

保険料の算出方法

$$\text{均等割額 } 44,400 \text{円} + (\text{前年の所得} - 33 \text{万円}) \times 8.30\% = \text{年間保険料}$$

(100円未満は切り捨て)
※上限額：64万円

■ 均等割額の軽減割合と軽減措置の基準が変わりました

令和元年度		令和2年度	
軽減割合	世帯の合計所得額	軽減割合	世帯の合計所得額
8.5割	33万円以下	7.75割	33万円以下
8割	33万円以下かつ被保険者全員の公的年金収入が80万円以下で、その他の各種所得がない	7割	33万円以下かつ被保険者全員の公的年金収入が80万円以下で、その他の各種所得がない
5割	33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下	5割	33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下
2割	33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下	2割	33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下

※被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった人の均等割額は資格取得後2年間に限り、5割軽減となります。ただし、世帯の合計所得額による軽減にも該当する場合は、いずれか大きい方の軽減割合が適用されます。

❖ 医療費などの負担を限度額にとどめる認定証の交付を新たに希望する人は申請を忘れずに行ってください

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税世帯の人）」、「後期高齢者医療限度額適用認定証（3割負担の一部の人）」（以下「減額認定証」、「限度額証」）の交付を受けていない人が、交付を受けようとする場合は、保険証と印鑑を持参の上、国民健康保険課（本館1階11番窓口）で申請をする必要があります。

ただし、令和元年度の減額認定証、限度額証をお持ちの人で、令和2年度も引き続き認定された人には新しい減額認定証、限度額証（有効期限は令和3年7月31日）が郵送されますので、更新の手続きは必要ありません。

介護保険料が一部見直されました

問 高齢介護課 ☎ 6721

市では、昨年10月に実施された消費税率の引き上げに伴い、引き続き低所得者の介護保険料の軽減強化を図り、介護保険料の引き下げを行います。引き下げ後の介護保険料は、次のとおりです。

所得段階	市民税課税状況		対象者	令和元年度 保険料（年額）	令和2年度 保険料（年額）
	世帯	本人			
第1段階	非課税		生活保護受給者など、本人の年金などが80万円以下の人	27,450円	21,960円
第2段階	非課税		本人の年金などが80万円超～120万円以下の人	45,750円	36,600円
第3段階	非課税		本人の年金などが120万円超の人	53,070円	51,240円